



鳥取県地震津波防災減災アクションプラン令和6年度中間見直し(案) についてご意見をお寄せください！（現プラン名：震災対策アクションプラン）

鳥取県では、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進し、想定される大規模地震による被害の軽減を図るため、「鳥取県震災対策アクションプラン」（以下「プラン」という。）を策定しています。

このたび、プランの対象期間の中間にあたり、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた地震防災対策の充実・強化を図るため、プランの中間見直し（案）を作成しました。

については、この中間見直し（案）に対する県民の皆様のご意見をお寄せください。

主な修正内容

1 アクションプランとは

アクションプランとは、想定される地震災害を明らかにして減災目標と計画期間を定め、目標を達成するため県、市町村、事業者及び県民が協力して取組を進めていくための行動計画である。

2 中間見直しのポイント

- ・プラン名称を「震災対策アクションプラン」から「地震津波防災減災アクションプラン」に変更。
- ・能登半島地震を受けた対策の見直しに係る、市町村・関係機関等との協議・検討結果を反映。
- ・特に進捗率の低い項目は、現状・原因分析の上、新たな取組施策を講じる等により改善を図る。
- ・施策体系について、能登半島地震の教訓等を踏まえ、「関係機関との連携・協力」「孤立集落対策」の中柱を新設するほか、医療と保健福祉の中柱を統合。
- ・見直しプラン全体を貫く理念を「基本的な視点」として明示するとともに、新たに「最重点施策」7項目（住宅の耐震化等）を設定し、取組の強化・重点化を図る。

3 「基本的な視点」の新設

○初動対処体制の強化

発災後における迅速かつ円滑な救出救助活動を図るため、実動機関との連携強化や防災DXの活用、地域での共助活動の推進等により、初動対処体制の強化を図る。

○災害関連死の防止（避難所環境の整備、福祉的支援の充実・強化）

孤立集落発生への備えの充実、避難所の生活環境の整備、要配慮者への適切な支援体制の構築等により、避難の長期化等に伴う災害関連死を防止する。

○建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化

建物倒壊による人的・住家被害を減少させるため、建築物の耐震化を更に進めるとともに、地震に伴い発生する津波、火災等の複合的な災害への備えの充実・強化を図る。

4 施策体系の見直し

ア 中柱の新設等（現行19本→見直し後20本）

【新設】「関係機関との連携・協力」「孤立集落対策」

【統合】「医療・救急体制の確立」+「被災者の保健福祉対策」

→「医療・救急体制の確立及び保健福祉対策」

イ 施策項目の追加等（現行61本→見直し後75本）

【新設】災害対策本部の初動体制の充実強化、実動組織との連携体制の構築、孤立集落対策、要支援者対策、津波監視体制の強化 等

5 取組施策の主な見直し

○初動対処体制の強化（DXを活用した初動対応の強化、被害情報調査等へのドローン活用 等）

○災害関連死の防止（災害時における保健医療福祉の統合、避難所の生活・保健福祉環境の整備 等）

○建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化（耐震ケースマネジメント、津波監視体制の強化 等）

中間見直し（案）の閲覧方法

県庁危機管理政策課、県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県のウェブページでもご覧になれます。郵送をご希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

ウェブページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/318579.htm> （二次元コードからアクセス可）



応募方法

○電子メール、郵送又はファクシミリ等でお寄せいただくか、県の機関（上記県の機関）の意見箱への投函及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。

○提出される様式は自由ですが、このチラシ（裏面）もご利用になります。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日取りまとめウェブページ等で公表します。

《応募先・問合せ先》鳥取県危機管理部危機管理政策課
郵 送 〒680-8570 (所在地記載不要)
電 話 0857-26-7894
ファクシミリ 0857-26-8137
電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

鳥取県地震津波防災減災アクションプラン令和6年度中間見直し（案） に対する意見応募用紙（現プラン名：震災対策アクションプラン）

《応募先》 鳥取県庁危機管理政策課

〒680-8570（郵便番号とあて名だけで届きます。所在地は記載不要です。）

ファクシミリ 0857-26-8137 電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

（この欄にはご意見を記入して下さい。）

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、次もご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）					
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上

鳥取県地震津波防災減災アクションプラン令和6年度中間見直し（案）の概要 (現プラン名：震災対策アクションプラン)

1 中間見直しのポイント

- ・プラン名称を「震災対策アクションプラン」から「地震津波防災減災アクションプラン」に変更。
- ・能登半島地震を受けた対策の見直しに係る、市町村・関係機関等との協議・検討結果を反映。
- ・特に進捗率の低い項目は、現状・原因分析の上、新たな取組施策を講じる等により改善を図る。
- ・施策体系について、能登半島地震の教訓等を踏まえ、「関係機関との連携・協力」「孤立集落対策」の中柱を新設するほか、医療と保健福祉の中柱を統合。
- ・見直しプラン全体を貫く理念を「基本的な視点」として明示するととともに、新たに「最重点施策」7項目（住宅の耐震化等）を設定し、取組の強化・重点化を図る。
- ・能登半島地震・津波の規模は、現在の被害想定の範囲内であり、被害想定の見直しは行わない。

2 「基本的な視点」の新設

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、特に以下の視点から取組施策を強化・重点化。

○初動対処体制の強化

発災後における迅速かつ円滑な救出救助活動を図るため、実動機関との連携強化や防災DXの活用、地域での共助活動の推進等により、初動対処体制の強化を図る。

○災害関連死の防止（避難所環境の整備、福祉的支援の充実・強化）

孤立集落発生への備えの充実、避難所の生活環境の整備、要配慮者への適切な支援体制の構築等により、避難の長期化等に伴う災害関連死を防止する。

○建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化

建物倒壊による人的・住家被害を減少させるため、建築物の耐震化を更に進めるとともに、地震に伴い発生する津波、火災等の複合的な災害への備えの充実・強化を図る。

3 施策体系の見直し

（1）中柱の新設等（現行19本→見直し後20本）

【新設】「関係機関との連携・協力」「孤立集落対策」

【統合】「医療・救急体制の確立」+「被災者の保健福祉対策」

→「医療・救急体制の確立及び保健福祉対策」

（2）施策項目の追加等（現行61本→見直し後75本）

【新設】災害対策本部の初動体制の充実強化、実動組織との連携体制の構築、孤立集落対策、要支援者対策、津波監視体制の強化 等

4 取組施策の主な見直し

（1）初動対処体制の強化

○災害対策本部の初動体制の充実強化（施策項目32.1）<新設>

取組施策	・初動体制及び司令塔機能の拡充、円滑な災害対応機能の確保 ・ドローン等を活用した迅速な被害情報の把握 等
主な取組	・総合防災情報システムの導入 ・ドローン・レスキューユニット ・災害オペレーション室の整備 ・災害時市町村支援チームの派遣 等

○実動組織との連携体制の構築（施策項目35.1）<新設>

取組施策	・実動組織と協力して人命救助、孤立解消を図る連携体制の構築
主な取組	・大型ヘリ離着陸、L C A C 揚陸適地の確保 ・安否不明者氏名公表スキームの整備 ・災害初動対処計画の策定 ・実動組織との共同訓練の充実 等

○その他の新規取組

主な取組	・道路啓開計画の作成（14緊急輸送道路、港湾施設の整備） ・防災ポータルサイトの整備（28.2県民への災害情報の発信） ・広域防災拠点の機能強化（34応急活動体制の確保）
------	---

	・消防団等の初期消火、救出活動支援研修（37.1 消防団等の共助の能力の強化）
--	---

（2）災害関連死の防止（避難所環境の整備、福祉的支援の充実・強化）

○避難所環境の整備（施策項目44）<拡充>

取組施策	・避難所における居住空間や衛生環境の改善、雑魚寝状態の解消 ・女性や要配慮者等に配慮した誰もが過ごしやすい環境づくり ・市町村の避難所運営を支援する仕組み（避難所運営支援システム）等
主な取組 【目標】	・ペット同行避難、車中泊など多様な避難への対応 ・避難所の情報環境の整備【Wi-Fi 整備率 100%（R5 現況 68.8%）】 ・トイレ、入浴、食事、就寝、冷房、プライバシー確保等の環境整備 ・2次（県営）避難所の確保、資機材整備【県内3箇所】等

○孤立集落対策（施策項目50.1）<新設>

取組施策	・孤立状態の長期化を想定した備え等の充実（避難場所確保、備蓄促進等） ・孤立集落発生時の救出・救援方針の設定
主な取組 【目標】	・孤立可能性集落の点検調査 ・救援救助対処方針（カルテ）作成【全箇所】 ・非常時通信設備の整備【スターリング5台】等

○要支援者対策（施策項目40.2）<新設>

取組施策	・避難行動要支援者の避難支援体制の確保 ・要支援者が安心して過ごせる避難所環境の構築
主な取組 【目標】	・県保健医療福祉対策本部による調整機能の確立（統合型医療福祉災害対策） ・福祉施設入居者の移転、要配慮者の域外避難を調整する仕組みの確立等

○その他の新規取組

主な取組 【目標】	・災害時井戸制度の登録【124箇所（R5現況98箇所）】（17上水道の耐震化） ・支え愛避難所における取組支援、備蓄拡充（44.1避難所等の備蓄） ・コンテナハウス等の業界団体との協定締結（54被災者用住宅の確保） ・被災者支援システムの導入【全市町村】（54.1迅速な罹災証明の交付体制） ・市町村災害廃棄物処理計画の早期策定【100%】（56災害廃棄物の処理）
--------------	--

（3）建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化

○建物の耐火性能の向上、防火対策（施策項目1）<拡充>

取組施策	・延焼が想定される住宅密集地域における感震ブレーカーの設置促進
主な取組 【目標】	・感震ブレーカー普及協議会による広報 ・感震ブレーカー設置助成等 【設置率50%（R5現況16%）】

○津波監視体制の強化（施策項目6）<新設>

取組施策	・迅速・確実な住民避難を実現するための津波観測・監視の強化
主な取組 【目標】	・沿岸・港湾監視カメラ、水位計の改修・新設【水位計3台、監視カメラ6台】 ・津波観測点の増設（国への働きかけ）等

○住宅の耐震化（施策項目9）<拡充>

取組施策	・倒壊から命を守る住宅耐震対策の充実等
主な取組 【目標】	・耐震ケースマネジメント事業 ・耐震改修補助メニューの拡充等 【耐震化率89%（R2）→92%（R7）に修正（R3現況85%）】

○その他の新規取組

主な取組 【目標】	・地震・津波の普及啓発、講演会等【年1回】（26住民の的確な避難行動（津波）） ・防火水槽、消防水利の点検・整備（38常備消防の充実強化）
--------------	--

鳥取県震災対策地震津波防災減災アクションプラン 施策体系

大柱	中柱	施策項目	重要度	中間検証時の指標達成状況				
				目標	進捗率			
最重点施策(★★★)の区分を新設								
A 地震への着実な備え(予防対策)								
	(1)災害に備えたまちづくり	1 建物の耐火性能の向上、防火対策 2 街路網の整備 3 避難地の整備 4 貯水施設の整備 5 地震防災上支障のある空き家対策 6 津波対策監視体制の推進強化	★★ ★ ★ ★★ ★ ★★	/	/			
	(2)土砂災害防止対策	7 土砂災害防止対策 8 治山対策	★★ ★★	/	○			
	(3)建築物の耐震化	9 住宅の耐震化 10 特定耐震診断義務付け対象建築物の耐震化 11 住宅の適切な維持管理	★★★ ★★ ★	/	/			
	(4)防災拠点施設の耐震化	12 避難所の耐震化 13 病院の耐震化	★★ ★★	△	△			
	(5)社会資本の耐震化	14 緊急輸送道路、港湾施設の整備 14.1 緊急輸送道路の法面対策 15 河川堤防の耐震化 16 ため池等土地改良施設の耐震化	★★ ★★ /	/	/			
	(6)ライフライン施設の耐震化	17 上水道の耐震化 18 下水道の耐震化 19 電線の地中化 20 ガス施設の耐震化	★★ ★★ ★ ★	△	△			
	(7)その他の耐震化対策	21 造成宅地、宅地よう壁の耐震化 22 ブロック塀の倒壊防止 23 家具の転倒防止 24 建物からの落下物の発生防止	★ ★★ ★★ ★	/	/			
	(8)住民による適切な対応	25 住民の食糧等の備蓄 26 住民の的確な避難行動(津波) 27 地域における避難支援体制 28 学校等における防災教育の推進 28.1 県民の防災意識の向上 28.2 県民への災害情報の発信	★ ★★ ★★ ★★ ★ ★	/	△			
	(9)自主防災力の強化	29 住民の初期消火対策 30 自主防災組織の充実強化 31 事業者による防災訓練の実施	★ ★★ ★	△	○			
赤字は、能登半島地震の教訓を踏まえた新規項目や、項目名修正等								

大柱	中柱	施策項目	重要度	中間検証時の指標達成状況
				目標達成率
B 災害発生時の迅速・的確な対応(応急対策)	(10)応急体制の確立	32 職員参集体制の確保 32.1 災害対策本部の初動体制の充実強化 33 職員の円滑な応急対策 34 応急活動体制の確保 34.1 緊急輸送ルート、救命・救援ルートの確保	★ ★★★ ★★ ★ ★★	◎◎ △△ ◎◎ △△ △△
	(10.1)関係機関との連携・協力	35 災害時の応援協定の締結 35.1 実動組織との連携体制の構築 35.2 災害の激甚化に伴う広域受援体制の整備	★ ★★★ ★	◎◎ △△ △△
	(11)消防力の充実	36 消防団の充実強化 37 消防設備の整備(消防団) 37.1 消防団・自主防災組織の共助の能力の強化 38 常備消防の充実強化	★★ ★ ★★ ★	△△ △△ △△ △△
	(12)医療・救急体制の確立及び保健福祉対策	39 医療体制の確保 40 救急搬送体制の確立 40.1(旧51) 被災者の健康管理・メンタルケア対策 40.2 要支援者対策	★★★ ★ ★★★ ★★★	◇◇ ◎◎ △△ △△
	(13)輸送・通信手段の確保	41 救援物資の輸送手段の確立 41.1 避難物資支援 42 ヘリによる輸送体制の整備 43 情報伝達手段の確保	★ ★ ★ ★★	△△ △△ △△ ◎◎
	(14)被災者の生活環境の整備	44 避難所環境の整備 44.1 避難所等の備蓄 45 食料・生活必需品・応急復旧資材の確保 46 車中避難者への適切な対応 47 支え愛避難所への適切な支援 47.1 電力確保 48 応急給水体制の整備 及び水道の早期復旧 49 トイレ・下水処理体制の整備 50 遺体処理	★★★ ★★ ★★ ★★ ★★ ★ ★ ★★ ★	◎◎ △△ ◎◎ △△ △△ △△ ◎◎ △△ △△
	(14.1)孤立集落対策	50.1 孤立集落対策	★★★	△△
	(15)被災者の保健福祉対策	※旧51は40.1へ移動		△△
	(16)被災者に対する生活支援	52 NPO・災害ボランティア受入体制の整備 53 被災住宅・宅地の危険度判定体制の整備 54 被災者用住宅の確保 54.1 迅速かつ確実な罹災証明の交付体制の確保	★ ★★ ★ ★	○ ◎◎ △△ △△
C 速やかな復旧に向けた対応(復旧対策)	保健医療福祉対策の総合的な推進のため、(12)に統合	55 住宅再建の備え 56 瓦礫灾害廃棄物の処理 57 ライフライン(水道、電気、ガス、電話)の復旧要員の確保 58 災害ケースマネジメントシステムによる被災者支援	★★ ★★ ★ ★★	○ ○ △△ △△
	(17)生活基盤の迅速な復旧	59 事業者による事業継続の推進 60 県・市町村の災害時の業務継続	★★ ★★	○ ◎◎
	(18)事業活動の迅速な復旧	61 震災事前復興計画の作成	★	△△
	(19)地域の創造的復興			
	[凡例]	主にハード面(施設整備等)の施策 主にソフト面(体制・運用・計画・意識等)の施策		
	赤字、下線			
	重要度	令和6年度中間見直し時の修正項目		
	目標達成率	★★★★:最重点施策 ★★★:重点施策 ★:一般施策		
	進捗率	◎は旧APの令和10年度目標数値に対する令和5年度数値の割合が、100%以上となった項目。 △は複数の目標数値のうち一部が100%以上となった項目。 ○は50%以上の項目。 ◇は複数の目標数値のうち一部が50%以上となった項目。		